卒業の認定に関する方針

1. 卒業時に身につけている能力

- ・看護の対象となる人間を、統合体・生活者として理解し、その人らしい生き方の選択を支援し尊重する態度を身につけている
- ・相手を尊重し、看護の対象となる個人・家族・集団・地域との信頼関係を築く能力
- ・あらゆる健康レベル・発達段階にある個人とその家族の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づき必要な看護を判断し実践する能力
- ・特定の健康課題と発達段階に応じた生活過程を理解し、あらゆる健康レベルにおいても対象者のより良い健康を促進し、その人らしく生活することを支援する能力
- ・対象者の暮らしを支えるケア環境を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として、 連携・協働するための専門的知識を身につけている
- ・専門職として、看護の質の向上や発展に関心をもち、生涯にわたり主体的・継続的 に学び続ける態度を身につけている

2. 卒業要件

学則第19条に基づき、第2条に規定する修業年限3年以上在学し、教育課程として 設定している103単位のすべての単位を取得していること。

区分	必修単位数	計
基礎分野	1 4 単位	1 4 単位
専門基礎分野	2 3 単位	2 3 単位
専門分野	6 6 単位	6 6 単位
合計	103単位	103単位

3. 卒業認定の実施

卒業認定会議において、全年次の成績・出欠席状況と単位認定会議経過を確認した上で、卒業要件である全単位の修得状況を再確認し、卒業を認定している。